湖西市監査委員公告

地方自治法第199条第９項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同項の規定により公表します。

令和８年11月２日

湖西市監査委員　土屋　隆裕
湖西市監査委員　佐原　佳美



令和８年度 財政援助団体等に対する監査の結果に関する報告

第１　準拠した基準

この監査は、湖西市監査基準に準拠して実施しました。

第２　監査の種類

この監査は、湖西市監査基準第４条第１項第６号の財政援助団体等に対する監査です。

第３　監査の対象

この監査は、次の表に掲げる団体の令和７年度及び令和８年度における出納その他の事務の執行で、同表に掲げる課が所管する補助金に係るもの又は公の施設の管理に係るもの（以下「補助金等」といいます。）を対象としました。

団体の名称	補助金等の所管課	対象事務の区分
湖西市ひとり親・寡婦福祉会	こども政策課	補助金
湖西市老人クラブ連合会	高齢者福祉課	補助金
新居町商工会	産業振興課	補助金
シンコースポーツ株式会社 （湖西運動公園外４施設）	スポーツ・生涯学習課	公の施設の管理

第４　監査の着眼点

監査の主な着眼点は、次に掲げるものとしました。

(1)　補助金の目的に沿って行われているか。

(2)　公の施設の設置の目的を効果的に達成するために行われているか。

（次頁へ続く）

第５　監査の主な実施内容

１　予備監査

対象の補助金等の所管課及び対象の団体に資料の提出を依頼し、提出された資料を通覧して異常事項や例外事項の有無を確認しました。

２　監査委員監査

所管課が保有する関係書類及び団体の保有する関係書類を確認するとともに、預金等の管理状況及び公の施設の管理を行う団体の備品の管理状況を実地で確認しました。また、異常の有無を確認できなかった事項については、関係職員及び団体の関係者に質問し、回答又は説明を求めました。

第６　監査の実施場所及び日程

監査は、次の表に掲げる場所で、同表に掲げる日程により実施しました。

内　容		実施場所	実施年月日
実施通知			令和　８　年　９　月　11　日（金）
予備監査		監査委員事務局	令和　８　年　10　月　１　日（木）から 令和　８　年　10　月　14　日（水）まで
監査委員監査	閲覧（団体、所管部課等） 質問	団体の事務所等	令和　８　年　10　月　15　日（木）から 21　日（水）まで
講評及び弁明、意見等の聴取		監査委員事務局	令和　８　年　10　月　29　日（木）
監査の結果に関する報告決定		監査委員事務局	令和　８　年　10　月　30　日（金）

第７　監査の結果及び意見

１　監査の結果

第１から第６までの記載事項のとおり監査した結果、別表に掲げる団体の出納その他の事務の執行の一部に改善すべき事項が見受けられました。

所管課においては、事務取扱いに関し不明瞭と認められる箇所については明確なものとなるよう見直すほか、団体の出納その他の事務の執行状況について確認するための審査体制を整備するとともに、必要と認める範囲で団体に対して助言を行うなど対策を講じることにより、補助金等の適正な執行体制が一層確保されるよう、地方自治法第199条第11項の規定により勧告します。

２　意見

補助金の交付事務に当たっては、公平性、透明性を確保するとともに説明責任を果たすことができるよう、全庁的に次のことに取り組まれることを期待して、地方自治法第199条第10項の規定により意見を述べます。

(1) 政策目的を達成することに直接関係しないと考えられる経費又は社会通念上団体の自己資金により支出されることが適していると考えられる経費については、補助対象外経費とする統一的指針を定めることが望ましい。

（次頁へ続く）

(2) 所管課の審査は、交付申請書や実績報告書の確認のみならず、必要性を勘案したうえ、地方自治法第221条第２項の規定により団体を調査（会計伝票、帳簿、領収書その他の証拠書類の確認など）し、又は団体から報告を聴取するなど厳正に行うことが望ましい。

別表（第７関係）

団体名/所管課	監査結果
湖西市老人クラブ連合会/高齢者福祉課	団体の支出に係る領収書は保存されているものの、その明細が一部保存されておらず、帳簿上で経費の詳細を確認できない状況が見受けられた。 また、湖西市いきいきクラブ運営等事業費補助金交付要綱第３条で補助対象事業を明記している一方で、補助対象外経費についての規定は見当たらなかった。補助金が政策目的達成のため真に必要な経費に充てられているかをより明確にしておくことが望ましい。 所管課は、補助金の使途について透明性が確保され、対外的な説明責任が果たされるよう、補助金に係る事務取扱いを見直すとともに、適切な執行を確保できる管理体制を整備されたい。
新居町商工会/産業振興課	湖西市商工会補助金交付要綱第２条で補助対象経費を明記しているが、補助事業等完了報告書においてその使途について一層明確にしておくことが望ましい状況が見受けられた。 所管課は、補助金の使途については透明性が確保され、対外的な説明責任が果たされるよう、補助金に係る事務取扱いを見直すとともに、適切な執行を確保できる管理体制を整備されたい。
シンコースポーツ株式会社/スポーツ・生涯学習課	基本協定により実施すべき業務が一部実施されていなかった。 また、防火管理者が計画した訓練の一部が実施されていなかった。 所管課は、協定内容や関係法令等の熟知はもとより、地方自治法第244条の２第10項の規定に基づき、指定管理者による管理の適正を期するため、必要に応じて報告を求め、実地調査を行い、又は必要な指示を行われたい。

以上